

庁議の概要

開催日：H18.6.22

項目

- 1 議会質問情報について【各部局】
- 2 公の施設の指定管理者制度に関する運用指針案について【総務部】

内容

- 1 議会質問情報について【各部局】

県議会6月定例会の質問情報について情報共有を行った。

- 2 公の施設の指定管理者制度に関する運用指針案について【総務部】

総務部より、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針案（以下「運用指針案」という。）の策定の経緯や指針の概要説明を行ったのち、意見交換を行い、了承した。

【説明概要】

- ・ 公の施設の指定管理者制度については、平成17年12月議会での指定管理者の指定議案の提案をしたが、多くの施設で県出資の外郭団体が指定者候補となり、民間の参入はわずかとなった。
- ・ これについて、議会からは、公平な審査が行われたかどうかという懸念が示されて、県出資団体が指定管理者候補となった8施設分が継続審議となった。また、1月21日には自民党から提言も頂いている。
- ・ この事態等を受けて、関係部局も含めて対応策を検討した結果、
 - 指定管理者を公募する際の知事等が役員を務める団体の除外
 - 県職員が役員を務める団体が応募した場合の審査委員会からの県職員の除外
 - 各審査委員の採点表を含めた選定過程に関する資料公開
 - 選定手続きの公平性・透明性を高め、民間企業の参入を促進して施設の円滑な管理運営を確保するための運用指針の作成

という4つの対応策を取ることにした。（平成18年2月21日の庁議にて説明済み）

- ・ この後、平成18年2月議会の総務委員会で報告し、継続審査となっていた議案も可決された。
- ・ 今回説明する運用指針案は、上記「指定管理者制度運用指針の作成」に挙げられているもので、総務部としての素案を作成し、関係部局から意見をいただき、それらを集約して修正したものである。
- ・ 運用指針は、指定管理者制度の事務処理の基本的な方針を定めることを目的としており、上記からの3項目を明記しているほか、制度全体の運用指針となるように、一定の内容を肉付けして体裁を整えている。
- ・ これまで各部局で取り組んできて、課題となったことも踏まえて改善なども含めた内容としている。
- ・ ただ、制度の対象となる公の施設は、設置目的や規模、取り巻く状況等が異なることから、当初はそれぞれ所管する部局が対応することとしていた。そのため、施設の状況に応じて柔軟な対応ができるよう、多くの項目で限定的な書き方でなく、目安とか例示とかという表現としている。
- ・ 上記については、第3 指定管理者の選定手続に関する事項の2. 指定管理者の公募手続の中に、上記及びについては、同第3の3. 指定管理者候補の選定手続の中に記載している。
- ・ 6月15日の政策調整会議で出された意見に対しては、以下のとおり対応した。
 - 審査結果の情報公開に関して、審査は団体に対する評価ではなく、提案に対する評価であるため、指定管理者候補にならなかった団体名も公表すべきとの意見をいただいた。情報公開条例の解釈では、提案に対する評価であっても、団体のイメージダウンは免れないため、団体名は公表せず保護すべきとの見解だが、ものごとをオープンにしていくという観点から、審査結果を公表する旨を事前に募集要項に盛り込む等の対応を行ったうえで、公表していくという方針で臨むことにした。

公募によることなく指定管理者を選定する場合の事例として挙げられている「管理運営に関して専門性が高く、特定の団体以外の参入が見込まれない場合」や「当該公の施設に隣接する施設の管理者を指定することが施設の効率的な運営につながると認められる場合」は、公募の原則になじまないもので削除すべきではないかとの意見をいただいたが、前者は「特殊な技能を必要とするなど、専門性が高く、特定の団体に管理運営を行わせることが適当と認められる場合」と表現を改め、後者は原文のまま残すことにした。

- ・ この指針のポイントは2つ。地域経済の活性化や県内雇用の確保の視点から、応募者の資格要件として地域要件を設けたことと、指定後の指定管理者の評価について記述してあることである。
- ・ 地域要件としては以下のとおりとし、アウトソーシング運用指針と同じく県内企業優先の考え方でいきたいと考えている。

県内事業者（県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置く者、以下同じ）を対象に募集することを基本とする。

地域に密着した施設や比較的小規模の施設であって、地域内の事業者や団体に管理させることが望ましいと認められる場合には、更に一定の地域要件を付することもできることとする。ただし、競争性の確保に留意し、「なぜその地域内の事業者でなければいけないのか」の理由を明らかにする。

あらかじめ県内事業者での対応が困難であることが想定される場合又は県内事業者に限定することによって競争性が著しく損なわれることが想定される場合は、県内事業者の履行能力を強化することを目的として、複数の事業者によるグループでの応募を要件とすることを検討する。（複数の事業者による構成の区分は次のとおり）

(ア) 県内事業者のみによるもの

(イ) 県内事業者と県外事業者（県内に事業所、事務所等を置く者に限る。）によるもの

- ・ 指定後の指定管理者の評価については、施設の規模や状況も違い、やり方もまちまちになるため、さらっとした表記にとどめた。ただ、評価そのものは必要なことであり、別途、それぞれの部局で施設の状況に応じて必要な対応をするようお願いしたいと考えている。
- ・ 次の6月県議会の総務委員会で、この案について報告、説明したうえで、7月以降に正式に施行通知したいと考えている。

運用指針案の記載項目

第1 運用指針の目的

第2 指定管理者制度の導入に関する基本的事項

1. 指定管理者制度の積極的な活用
2. 事務手続上の留意事項
3. 指定管理者が行う業務の範囲
4. 直営施設等における制度導入の可能性の検討等
5. 指定期間（指定期間の目安を表記）

第3 指定管理者の選定手続に関する事項

1. 公募が原則（例外事例表記あり）
2. 指定管理者の公募手続（標準的スケジュール、募集要項への記載事項例の表記あり）
3. 指定管理者候補の選定手続（審査基準例、提案価格の評価方法例の表記あり）
4. 審査結果等の情報公開（情報公開の基準表記あり）

第4 指定管理者の指定

1. 指定の議決
2. 債務負担行為の議決
3. 指定管理者の指定

4. 協定書の締結（協定事項例の表記あり）
- 第5 指定管理者制度導入後の対応
 1. 事業報告書（事業報告書への記載事項例表記あり）
 2. 業務に関する調査等
 3. 指定の取消し・管理業務の停止（指定取消し等の原因事由例表記あり）

【主な意見】

- ・ 県内事業者を基本とするということは、県外事業者は例外中の例外ということか。県外事業者にならざるを得ない場合、直営で行うか、県外事業者を指定管理者とするのかという大きな判断が必要になる。このような場合は総務部に協議していただきたい。
- ・ ハードとソフトを分離して委託できればやりやすい面もある。今まで指定管理者が外部委託していたハード部分（建物の管理等）の業務を県が直接指定管理者として委託し、ソフト部分は随意契約でソフト部分が充実した団体に委託できれば都合がよいが、その判断はどこが行うのか。各部局に任せるのか。制度の趣旨からすると、ハード、ソフト一体が基本。ただ、県内事業者が、ハードはできるがソフトは難しいという理由で受託できていないという実態を考えれば、分離型も検討の余地はある。ただし、分離した場合に、あまりにも効率が下がるようであれば、本来の一体型を考えなくてはならない。ねらいは県内事業者の育成。ハードを受託することによってソフトもわかってくるだろう。
- ・ 本当に育成するという意識がないと難しいだろうが、こういう視点での取り組みはやってみてはどうかと思う。

アウトソーシングでは独占禁止法の関係もあって、県内事業者優先の取り組みを「当面の間」としているが、指定管理者制度は行政処分なので、「当面の間」という表現を盛り込んでいない。基本は、県内事業者をどう育成するかである。
- ・ アウトソーシングであれ、指定管理者であれ、評価には力を入れるべきである。
- ・ 県外事業者に調理業務をアウトソーシングしたが、県外事業者はレベルが高い。県内事業者との間に大きな差があることを、誰か県内事業者に言っているのか。厳しいことを言わないと分からないのではないか。
- ・ 民間事業者に調理業務をアウトソーシングしたことによって、職員も利用者も意見や文句を言えるようになり、サービスの向上につながった。残飯も減った。
- ・ このようにアウトソーシングしてよかった点は、業務改革推進室がヒアリングする等して、PRしてはどうか。
- ・ 複数の事業者によるグループでの応募も検討するのであれば、マネージメント会社と管理会社をセットにしたグループにしてはどうか。単なるグループ化ではなく、県内事業者が県外事業者からノウハウを学べるような工夫をするべきである。
- ・ 価格と品質のバランスはどこで保たれるのか。

民間事業者に委託することのメリットの1つは価格の下落だが、行政は品質にばかり目が行って、価格を重視しない傾向がある。そのため、審査基準に「審査項目のうち、提案価格に係る配点については、原則として100点満点中25点以上の配分を行う」という項目を入れて対応することにした。
- ・ 委託料の精算を行うのであれば、担当者が複式簿記等をきちんと理解できなければならない。職員の養成を。
- ・ 今後、どんな問題が出てくるのか想定できない部分もあるので、これから順次修正し、バージョンアップしていきたい。